

職業がんをなくそう通信

〒556-0011 大阪市浪速区
難波中3丁目17-9
発行責任者：堀谷昌彦
Tel (06) 6647-3481
Fax (06) 6647-0440
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

職業がんをなくす患者と家族の会 個人会員1口1000円 団体会員1口1000円
近畿労働金庫 天下茶屋支店(店番号607) 口座番号(普通8773460)

新日本理化徳島工場退職者 膀胱がんの労災認定される

新日本理化徳島工場でオルトトルイジンの製造に従事した元労働者が2016年膀胱がんを発症し労災申請をしていましたが本年8月21日徳島労働基準監督署が労災認定をしました。先月号でも触れましたが(基調報告④)、労災申請してから2年以上も経過しており、どのような判断がされるのか注目していましたが、まずは一安心です。京都の胆管がん労災認定に続き嬉しいニュースです。

この事案は三星化学工業で発生した膀胱がんの多発(15年12月厚労省がプレスリリース)に端を発しており、その後厚労省がオルトトルイジンの取り扱いがあった製造所の労働者に膀胱がん患者がいないかを調査した際当該工場の退職者に膀胱がんが発症しており労災申請に繋がりました。16年春、対象となる労働者(退職者を含む)に対し会社から尿検査の勧奨がありました(検査費用は会社負担)背景の説明がなく半年後10月の勧奨においては自費で行うよう連絡が書面で送られてきました。危機感をおぼえたOBのひとりが全退職者への訪問を行う中で1名の方が膀胱がんを発症して労災申請していることをあかさされようやく全貌が見えてきました。

同年12月三星化学工業で労災申請していた全員が労災認定され今後の尿検査費用については会社負担で行う旨の連絡が会社からありました(この間、職業がんと闘う患者と家族の会が6月に結成され、化学一般労働組合連合は早期労災認定についての要請行動を2回実施しています)。

年があけた1月職業がんと闘うオルトトルイジンの会(以下「OTの会」)が結成され、かつての業務状況や労働環境を詳細に記した

意見書をまとめていくこととなります。管理職を含めたOTの会の意見書は当時の業務の細かな部分についても記載されました。三星化学工業のようなバッチ作業ではない密閉された連続生産とは言えフランジ部やポンプ等のメンテナンスや正規ルートではない作業でのばく露が日常的にあったことが分かります。また、蒸留塔の清掃など汚れが酷い作業は課長などの管理職がやっていたことなども分かりました。

OTの会は結成後徳島労働局への要請行動を行いました。「労安法や諸規則は現役労働者が対象であり、皆さんのような退職者は該当しない」と言われてしまいましたが(なくそう通信No.1)、冷たい言葉に負けずそこから先の意見書をまとめ上げたことは流石としか言いようがありません。その後この意見書はOTの会が作成したものとして正式な証拠資料として採用される運びとなりました。

こうして当時の様子が分かる資料を提出した後も何回となく労基署要請行動に取り組みますが進行状況がわからず申請後2年が経過。共産党の小池晃議員に支援を要請したところ小池氏が厚労省に因果関係は明確だとし、速やかに労災認定するよう働きかけていただきました。厚労省からはばく露の程度(三星化学工業と比べて少ないのではないかと)で検討に時間を要しているが近々判断を示すと説明があり関係者は注目をしていました。

まずは労災認定がされひと山越えましたことを皆さんと喜びたいと思います。会社の対応も現在は被災者視点になってきており、健全性を感じているところです。

第8回職業がんをなくそう集会在福井 10月21日予定です

MOCA 事案を厚労省に問う

職業がんの包括的予防施策を求める

本年5月日本産業衛生学会にてある事業場で12名の膀胱がんが発症しており、その多くがMOCAにばく露されている旨の報告がされていたことを前12号で触れました（熊谷信二先生より発言）。MOCAについてはオルトトルイジンに関する調査の中で新たに発覚した事案として2016年9月厚労省が公表していますが、その後の調査で発症者が増えていることや当該者が労災申請していないのではないか等の懸念や問題点が上がっています。

健康保険法

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

健康保険法第一条に業務災害以外の疾病・負傷・死亡・出産に関して保険給付を行うと書かれており、「労災」を「健康保険」で補えば本来企業責任で発生した疾病・負傷・死亡の補償を健康保険の一般加入者にも負わせることになってしまいます。

本年6月22日静岡県評といのけんセンターが静岡労働局に対しこの事案の取り扱いについて質したところ当局からは会社に任せている旨の回答がありました。

そもそも日本においては職業がんによる死亡件数は年間数万件に及ぶと推定されますが（イギリスの統計データではがん死亡件数の5%が職業関連がんであり、日本では2017年で年間37万件を超えているので職業がん死亡は2万件程度に相当する）、職業がんの労災認定件数はアスベストを除けば年間20万件程度に過ぎないのが実態です。数万

件の職業がんが見過ごされている背景には職業がんが社会的に殆ど認知されていないという問題があります。

今年4月より第13次労働災害防止計画が発表され、計画の重点事項に化学物質等による健康障害防止対策の推進が掲げられ、その具体的取り組みの中に遅発性の健康障害の把握があげられています。

近年発生した胆管がん事案、膀胱がん事案等、遅発性の健康障害の事案を的確に把握できるようにするため、例えば、化学物質による職業性疾病を疑わせる事例を把握した場合に国に報告がなされる仕組みづくりや、独立行政法人労働者健康安全機構と連携し、国内の労働者のがん等の疾病と職業歴や作業方法、使用物質等の関係の情報を収集・蓄積して、その結果を活用する方策等を検討する。

（「第13次労働災害防止計画」 p 21）

この事案は職業がんの多発を既に国が把握しているのですから、業務上外検討委員会を立ち上げ、がん多発の原因究明と予防に関する施策を講じる必要があります。

関西労働者安全センターと熊谷先生の呼びかけで全国労働安全衛生センター連絡会議・いのけん全国センター・患者と家族の会が立憲民主党阿部知子衆院議員を紹介議員として9月28日厚労省要請を実施します。

東京労働局不当決定

海外勤務で特定芳香族アミンにばく露し帰国後膀胱がんを発症した事案の審査請求

なくそう通信2号で紹介した海外勤務中にCI酸性染料（強い発がん性を有するベンジジンを含む）にばく露し帰国後42歳という若さで膀胱がんを発症した労働者の労災申請が不支給決定され東京労働局に対し審査請求をしていましたが、8月14日棄却決定がされました。不支給決定から更に後退した酷い内容です。来月詳細にご報告したいと思います。